明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五四）　一
○不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令（同五五）　一五
〔告　示〕
○事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の一部を改正する件（内閣府九二）　三
○平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）　二四
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産八二八）　二五
○生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同八二九）　二七
○肥料の登録が失効した件（同八三〇）　二九
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通三七六）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
衆議院共済組合定款の一部変更、共済組合定款の一部変更（法務省・刑務）、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　四七

府令

○内閣府令第五十四号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）の施行に伴い、及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八条第四項、第十条第一項、第三項及び第四項、第十一条第一項並びに第三十五条第一項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第八条第四項に規定する内閣府令で定める合理的な方法） **第八条の二**　法第八条第四項に規定する内閣府令で定める合理的な方法は、課徴金対象期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における同条第一項に定める売上額を当該期間の日数で除して得た額に、課徴金対象期間のうち当該事実を把握することができない期間の日数を乗ずる方法とする。	［条を加える。］
（実施予定返金措置計画の認定の申請の方法） **第十条**　法第十条第一項の規定により実施予定返金措置計画の認定を受けようとする者（第十一条第一項第二号及び第五号において「申請者」という。）は、様式第二による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。 一　金銭以外の支払手段を交付する措置を実施しようとする場合にあっては、当該措置に係る支払手段が資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段に該当すること及び次条の基準を満たすことを明らかにする資料 二～四　［略］	（実施予定返金措置計画の認定の申請の方法） **第十条**　法第十条第一項の規定により実施予定返金措置計画の認定を受けようとする者（次条第一項第二号及び第四号において「申請者」という。）は、様式第二による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。 ［号を加える。］ 一～三　［同上］

（法第十条第一項に規定する内閣府令で定める基準）

第十条の二　法第十条第一項に規定する金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該前払式支払手段を使用することができる地域の範囲その他の事情に照らして特定消費者による当該前払式支払手段の使用が困難でないこと。

二　当該前払式支払手段を使用することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限が著しく短いものでないこと。

三　当該前払式支払手段を使用してその代価の弁済をすることができる物品その他の財産的価値（本邦通貨及び外国通貨を除く。）又は役務の範囲が極めて限定されたものではないこと。

四　前三号に掲げるもののほか、特定消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

（法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項等）

第十一条　法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　略

四　金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、第一号に規定する者から法第十条第一項に規定する承諾があったこと。

五～九　［略］

２　前項各号に掲げる事項を第十条第一項の申請書に記載する場合には、当該申請書には、認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、前項第四号に定める事項を証する資料を含む。）を添付するものとする。

［条を加える。］

（法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項等）

第十一条　法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～八　［同上］

２　前項各号に掲げる事項を前条第一項の申請書に記載する場合には、当該申請書には、認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を添付するものとする。

（法第十条第四項の規定による報告の方法）

第十二条　［略］

2　法第十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、第一号に規定する者から法第十条第一項に規定する承諾があったこと。

五～十　［略］

3　第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、前項第四号に定める事項を証する資料を含む。）及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を添付するものとする。

（身分を示す証明書）

第二十一条　法第二十五条第二項の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

（法第三十五条第一項の規定による資料開示要請に係る手続）

第二十一条の二　法第三十五条第一項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して行うものとする。

一　名称及び所在地並びに代表者の氏名

二　電話番号、電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）及びファクシミリの番号（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。）

三　当該事業者の氏名又は名称

四　法第三十五条第一項の規定による要請である旨

五　要請の理由

六　合理的な根拠を示す資料の開示を要請する表示

七　希望する開示の実施の方法

（協定又は規約の認定の申請）

第二十二条　法第三十六条第一項の規定により協定又は規約の認定を受けようとするものは、様式第七による協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通を、公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに提出しなければならない。

2　［略］

（協定又は規約に関する処分の告示）

第二十三条　法第三十六条第四項の規定による協定又は規約の認定の告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

［一～四　略］

2　法第三十六条第四項の規定による協定又は規約の認定の取消しの告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

［一～三　略］

（法第十条第四項の規定による報告の方法）

第十二条　［同上］

2　法第十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～九　［同上］

3　第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を添付するものとする。

（身分を示す証明書）

第二十一条　法第二十九条第二項の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

［条を加える。］

（協定又は規約の認定の申請）

第二十二条　法第三十一条第一項の規定により協定又は規約の認定を受けようとするものは、様式第七による協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通を、公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに提出しなければならない。

2　［同上］

（協定又は規約に関する処分の告示）

第二十三条　法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

［一～四　同上］

2　法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の取消しの告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第二を次のように改める。

様式第二（第10条関係）

実施予定返金措置計画の認定申請書

年　　月　　日

消費者庁長官　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　実施予定返金措置の内容及び実施期間

２　実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項

３　実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

表１のとおり。

（表１）

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	―			―
備考				―

（単位：円）

４　その他

５　添付資料

表２のとおり。

（表２）

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

以上

（別紙）

認定申請前の返金措置に関する事項

（注）

実施予定返金措置計画の認定の申請前に既に実施した返金措置（本申請書において「認定申請前の返金措置」という。）がある場合に記載する。

1　認定申請前の返金措置に関する事項

表１・表２のとおり。表２は、金銭以外の支払手段（法第10条第１項）を交付した場合にその概要を記載する。

（表１）

番号	氏名・名称	取引日	申出	承諾	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

（表２）

金銭以外の支払手段の概要	
名称・種類	
使用することができる地域の範囲	
使用することができる期間又は期限	
その他	

2　添付資料

表３のとおり。

（表３）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

（記載要領）

1　実施予定返金措置の内容及び実施期間

（１）実施予定返金措置の内容

実施予定返金措置の内容を具体的に記載する。

その際、以下のアからエまでの事項が明らかになるよう留意する。

ア　不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第10条第１項の「一般消費者」

「一般消費者」（「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」）は、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」及び「課徴金対象期間」を明らかにしつつ記載する。

なお、本申請書の提出時点において想定している、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号。以下「令」という。）第３条に規定する「当該事実を証する資料」については、「４　その他」に参考事項として記載する（後記４（１）を参照）。

イ　アの「一般消費者」からの申出があった場合に金銭を交付すること

金銭として「金銭以外の支払手段」（法第10条第１項参照）を交付する措置を実施しようとする場合にあっては、前払式支払手段を使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限、その他不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第６号。以下「規則」という。）第10条の２の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

ウ　交付する金銭の額の計算方法

交付する金銭の額の計算方法が、実施予定返金措置の対象となる者の取引に係る商品又は役務の令第４条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、令第５条で定める方法で算定した購入額）に100分の３を乗じて得た額以上の金銭の額を計算する方法であることが分かるように記載する。

エ　金銭の交付方法

金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。

（２）実施期間

本申請書の提出日から４か月を経過する日までの期間の範囲内で、実施予定返金措置の開始日及び終了日を記載する。

2　実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項

実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法、周知を予定している時期（既に周知済みの場合は当該周知の時期）、周知期間及び周知内容を具体的に記載する。

3　実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

表１に、必要な資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、「自己資金」には自ら保有する資金から出捐する金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による出資等の調達額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。本申請書の提出日後に実施予定返金措置の実施に必要な資金の額を調達する予定である場合、「備考」に調達予定時期を記載する。

4　その他

（１）参考事項として、本申請書の提出時点で想定している令第３条に規定する「当該事実を証する資料」の標目を記載する（例えば、令第３条に規定する領収書や契約書を想定している場合は、それらを記載する。）。当該資料が複数ある場合は、全ての資料の標目を記載する。

特定の資料を組み合わせることにより初めて当該事実を証する資料に該当すると考える場合は、当該特定の資料の組合せが分かるように記載する（例えば、資料Ａ、資料Ｂ及び資料Ｃのうち当該事実を証する資料に該当する組合せが資料Ａ及び資料Ｂ、資料Ａ及び資料Ｃであると考える場合、当該組合せを明記する。）。

（２）また、参考事項として、実施予定返金措置の対象となる者に依頼する申出の方法を記載する。当該申出の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。

（３）金銭以外の支払手段を交付する場合は、実施予定返金措置の対象となる者から法第 10 条第１項の「承諾」を取得する方法を記載する。当該取得の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。

（４）認定申請前の返金措置がある場合は、「別紙のとおり認定申請前の返金措置を実施した。」旨を記載し、当該認定申請前の返金措置に関する事項を別紙に記載する。別紙の記載要領は６のとおり。

5　添付資料

（１）①金銭以外の支払手段を交付する措置を実施しようとする場合にあっては、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第３条第７項に規定する第三者型発行者が発行する同条第１項第１号の前払式支払手段に該当すること及び規則第 10 条の２の基準を満たすことを明らかにする資料、②実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す資料、③実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する資料及び④その他実施予定返金措置計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

（２）当該資料を添付するに当たっては、表２に、当該資料の内容を記載する。

その際、添付する資料が、（１）①から④までのいずれに関する資料であるのかを「備考」に記載する。

（３）別紙（認定申請前の返金措置がある場合）の添付資料については６（２）のとおり。

6　別紙（認定申請前の返金措置がある場合）

（１）認定申請前の返金措置に関する事項

別紙の表１及び表２に、認定申請前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、別紙の表１については以下のアからサまで、表２については以下のシからセまでに、それぞれ留意する。

ア　認定申請前の返金措置に関する事項を当該認定申請前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。

イ　「氏名・名称」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。

ウ　「取引日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

エ　「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。

オ　「承諾」には、金銭以外の支払手段を交付した場合に、「氏名・名称」で記載した者から当該交付の承諾があったことが分かるように「有」と記載する。

カ　「購入額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第４条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、令第５条で定める方法により算定した購入額）を記載する。

キ　「最低額」には、当該購入額に 100 分の３を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。

ク　「交付日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

ケ　「交付金額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

コ　「計算方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

サ　「交付方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。申請者が当該金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。

シ　「名称・種類」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段の名称・種類（例えば、電子マネー、商品券等）を記載する。

ス　「使用することができる地域の範囲」及び「使用することができる期間又は期限」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段について、使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限が定められている場合には、その内容を記載する。

セ　「その他」には、規則第 10 条の２の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

（２）添付資料

認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

当該認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、（１）オの承諾があったことを証する資料を含む。）を添付するに当たっては、別紙の表３に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア　「番号」には、別紙の表１記載の認定申請前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料Ａ及び資料Ｂを一つの行に記載する。）。

イ　「添付資料の標目」には、別紙の表１記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料Ａ及び資料Ｂを一つの行に記載する。）。

ウ　「証する事実」には、別紙の表１記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

（その他一般的な注意事項）

１　代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

２　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

３　本申請書には頁番号を記載する。

４　実施予定返金措置計画は、法第 15 条第１項の規定による通知に記載された弁明書の提出期限までに消費者庁長官に提出する。

５　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。

様式第三を次のように改める。

様式第三（第 12 条関係）

申請後認定前の返金措置に関する事項の報告書

年　　月　　日

消費者庁長官　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 10 条第４項の規定に基づき、下記のとおり、　年　月　日における実施予定返金措置計画の認定の申請後これに対する処分を受けるまでの間に実施した返金措置（本報告書において「申請後認定前の返金措置」という。）に関する事項を報告します。

記

１　申請後認定前の返金措置に関する事項

表１及び表２のとおり。表２は、金銭以外の支払手段（法第 10 条第１項）を交付した場合にその概要を記載する。

（表１）

番号	氏名・名称	取引日	申出	承諾	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

（表２）

金銭以外の支払手段の概要	
名称・種類	
使用することができる地域の範囲	
使用することができる期間又は期限	
その他	

２　申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表３のとおり。

（表３）

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	―			―
備考				―

（単位：円）

３　添付資料

（１）申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

表４のとおり。

（表４）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

（２）申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料

表５のとおり。

（表５）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

以上

（記載要領）

１　申請後認定前の返金措置に関する事項

表１及び表２に、申請後認定前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、表１については以下の（１）から（11）まで、表２については以下の（12）から（14）までに、それぞれ留意する。

（１）申請後認定前の返金措置に関する事項を当該申請後認定前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。

（２）「氏名・名称」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。

（３）「取引日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請後認定前報告者に係る不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号。以下「令」という。）第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引日が確実な時期を記載する。

（４）「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。

（５）「承諾」には、金銭以外の支払手段を交付した場合に、「氏名・名称」で記載した者から当該交付の承諾があったことが分かるように「有」と記載する。

（６）「購入額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第４条で定める方法により算定した購入額（申請後認定前報告者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、令第５条で定める方法により算定した購入額）を記載する。

（７）「最低額」には、当該購入額に100分の３を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。

（８）「交付日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

（９）「交付金額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

(10)「計算方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

(11)「交付方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。報告者が当該金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。

(12)「名称・種類」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段の名称・種類（例えば、電子マネー、商品券等）を記載する。

(13)「使用することができる地域の範囲」及び「使用することができる期間又は期限」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段について、使用するこ

とができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限が定められている場合には、その内容を記載する。

(14)「その他」には、不当景品類及び不当表示防止法施行規則第10条の２の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

２　申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表３に、申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表３の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

３　添付資料

①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、１（５）の承諾があったことを証する資料を含む。）及び②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料を、本報告書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

（１）①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表４に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア　「番号」には、表１記載の申請後認定前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料Ａ及び資料Ｂを一つの行に記載する。）。

イ　「添付資料の標目」には、表１記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料Ａ及び資料Ｂを一つの行に記載する。）。

ウ　「証する事実」には、表１記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

（２）②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する資料

上記②の資料を添付するに当たっては、表５に、当該資料の証する事実等を記載する。

（その他一般的な注意事項）

１　代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

２　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

３　本報告書には頁番号を記載する。

４　本報告書は、申請後認定前の返金措置を実施したときは、遅滞なく、消費者庁長官に提出する。

５　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。

様式第五を次のように改める。

様式第五（第15条関係）

認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書

年　月　日

消費者庁長官　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名
連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」といいます。）第11条第１項の規定に基づき、　年　月　日に認定された実施予定返金措置計画について下記のとおり実施したので報告します。

記

１　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表１及び表２のとおり。表２は、金銭以外の支払手段（法第10条第１項）を交付した場合にその概要を記載する。

（表１）

番号	氏名・名称	取引日	申出	承諾	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

（表２）

金銭以外の支払手段の概要	
名称・種類	
使用することができる地域の範囲	
使用することができる期間又は期限	
その他	

２　認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

（１）個別の通知

表３のとおり。

（表３）

番号	氏名・名称等	取引日	通知日	周知事項	備考

（２）個別の通知以外の方法による周知

３　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法

表４のとおり。

（表４）

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	―			―
備考				―

（単位：円）

４　添付資料

（１）法第10条第１項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

表５のとおり。

（表５）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

（２）認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内

容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

ア　個別の通知

表６－１のとおり。

（表６－１）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

イ　個別の通知以外の方法による周知

表６－２のとおり。

（表６－２）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

（３）法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

表７のとおり。

（表７）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

以上

（記載要領）

１　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表１及び表２に、法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項を記載する。

その際、表１については以下の（１）から（11）まで、表２については以下の（12）から（14）までに、それぞれ留意する。

（１）法第 10 条第１項の認定後に実施された返金措置に関する事項を当該返金措置の対象となった者ごとに記載する。

（２）「氏名・名称」には、当該返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。

（３）「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 11 条第１項の規定による報告をしようとする者（以下「認定後報告者」という。）に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号。以下「令」という。）第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

（４）「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。

（５）「承諾」には、金銭以外の支払手段を交付した場合に、「氏名・名称」で記載した者から当該交付の承諾があったことが分かるように「有」と記載する。

（６）「購入額」には、当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第４条で定める方法により算定した購入額（認定後報告者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、令第５条で定める方法により算定した購入額）を記載する。

（７）「最低額」には、当該購入額に 100 分の３を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。

（８）「交付日」には、当該返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

（９）「交付金額」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

（10）「計算方法」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

（11）「交付方法」には、当該返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。認定後報告者が当該金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。

（12）「名称・種類」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段の名称・種類（例えば、電子マネー、商品券等）を記載する。

（13）「使用することができる地域の範囲」及び「使用することができる期間又は期限」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭以外の支払手段について、使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限が定められている場合には、その内容を記載する。

（14）「その他」には、不当景品類及び不当表示防止法施行規則第 10 条の２の基準を満たすことを基礎

付ける事項を記載する。

2　認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

（１）個別の通知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、実施予定返金措置の対象となる者に個別の通知をした場合、表３に、当該周知の実施状況を記載する。

その際、以下のアからエまでに留意する。

ア　「氏名・名称等」には、個別の通知をした、実施予定返金措置の対象となる者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の実施予定返金措置の対象となる者を識別した事項を記載する。

イ　「取引日」には、実施予定返金措置の対象となる者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（認定後報告者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、実施予定返金措置の対象となる者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

ウ　「通知日」には、実施予定返金措置の対象となる者に通知した日を記載する。

エ　「周知事項」には、個別の通知によって周知した事項を記載する。

（２）個別の通知以外の方法による周知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は事業者のウェブサイトへ掲載する方法その他個別の通知以外の方法による周知をした場合は、２（２）に、その周知の方法、周知時期、周知期間及び周知事項を具体的に記載する。

3　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法

表４に、法第 10 条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表４の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

4　添付資料

①法第 10 条第１項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料（金銭以外の支払手段を交付した場合にあっては、１（５）の承諾があったことを証する資料を含む。）、②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料、③法第 10 条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料を添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

（１）①法第 10 条第１項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表５に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア　「番号」には、表１記載の認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料Ａ及び資料Ｂを一つの行に記載する。）。

イ　「添付資料の標目」には、表１記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに一つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、一つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料Ａ及び資料Ｂを一つの行に記載する。）。

ウ　「証する事実」には、表１記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

（２）②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

上記②の資料として、実施予定返金措置の対象となる者に対し、個別の通知をしたことを証する資料を添付するに当たっては、表３記載の当該実施予定返金措置の対象となる者に対応する番号順に当該資料を整理した上で添付する。また、表６－１に、当該資料が証する事実等を記載する。

個別の通知以外の方法による周知をしたことを証する資料を添付するに当たっては、表６－２に、当該資料が証する事実等を記載する。

（３）③法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

上記③の資料を添付するに当たっては、表７に、当該資料の証する事実等を記載する。

（その他一般的な注意事項）

1　代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

2　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

3　本報告書には頁番号を記載する。

4　本報告書は、認定実施予定返金措置計画（法第 10 条第６項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された実施期間の経過後１週間以内（当該実施期間の経過後１週間の最後の日が行政機関の休日に当たる場合にあっては、当該休日の翌日まで）に消費者庁長官に提出する。

5　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。

様式第六を次のように改める。

様式第六（第 21 条関係）

（第１葉）

第　　号

年　　月　　日発行

不当景品類及び不当表示防止法第 25 条第１項の

規定による立入検査をする職員の身分証明書

写真

押出スタンプ

所　属

官　職

氏　名

年　　月　　日生

発行者名㊞

（第２葉）

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

第25条　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任等）

第38条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

２　消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

３　消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、措置命令、課徴金納付命令又は第24条第１項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第１項の規定により委任された権限（第25条第１項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

第47条　第25条第１項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、１年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令抜粋

（公正取引委員会への権限の委任）

第15条　法第38条第１項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第25条第１項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（事業所管大臣等への権限の委任）

第17条　消費者庁長官は、法第38条第３項の規定により、法第25条第１項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（備考）　１　用紙の大きさは、横70㎜、縦110㎜とすること。

２　発行者は、内閣総理大臣（内閣総理大臣が所管する事業のうち国家公安委員会の所掌に属するものについて、国家公安委員会が警察庁の職員に立入検査を行わせる場合にあっては、国家公安委員会）、公正取引委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、消費者庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、税関長、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、文部科学大臣、厚生労働大臣、地方厚生局長、四国厚生支局長、都道府県労働局長、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長、経済産業大臣、経済産業局長、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、地方航空局長、環境大臣又は地方環境事務所長とする。

様式第七を次のように改める。

様式第七（第22条関係）

不当景品類及び不当表示防止法第36条第１項の規定による
協定又は規約認定申請書

年　月　日

公正取引委員会　殿
消費者庁長官　殿

氏名又は名称及び代表者名
住所　（電話番号）
氏名又は名称及び代表者名
住所　（電話番号）
上記のものの代表者
氏名又は名称及び代表者名
住所　（電話番号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第36条第１項の規定により別添の協定又は規約の認定を申請します。

記

締結
１　当該協定又は規約を変更（設定）する理由
２　当該協定又は規約が法第36条第２項の各号の要件に適合するものであることの説明

以上

注１　変更認定の申請をしようとする場合であって、変更の内容が次のいずれかに該当するときは、その記載を省略することができる。
２　変更認定の申請をしようとする場合であって、変更の内容が次のいずれかに該当するときは、その旨を記載することにより、上記２に規定する当該協定又は規約が法第36条第２項の各号の要件に適合するものであることの説明の記載を省略することができる。
（１）法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
（２）用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更
３　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。

附　則

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○内閣府令第五十五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二十七条第一項、第二項第三号及び第八項、第三十一条第一項、第二項第三号及び第七項、第三十九条第一項並びに第四十二条の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令を次のように定める。

令和六年四月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　法第二十六条の規定による通知（第三条）
第三章　是正措置計画（第四条―第十二条）
第四章　法第三十条の規定による通知（第十三条）
第五章　影響是正措置計画（第十四条―第二十条）
第六章　補則（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）の規定に基づく確約手続（法第二章第六節に規定する手続をいう。以下同じ。）については、法に定めるもののほか、この府令の定めるところによる。

（用語）

第二条　この府令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章　法第二十六条の規定による通知

第三条　法第二十六条の規定による通知は、同条に規定する者に対し、同条各号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

第三章　是正措置計画

（是正措置計画の認定の申請方法）

第四条　法第二十七条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第一号による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

一　是正措置が疑いの理由となった行為及びその影響を是正するために十分なものであることを示す資料

二　是正措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す資料

三　その他参考となるべき資料

第五条　法第二十七条第一項の規定による申請をした者（第七条において「申請者」という。）は、前条第一項の申請書及び同条第二項の資料の記載事項に変更がある場合は、法第二十七条第一項の期間が経過する日までの間、変更内容を記載した報告書を消費者庁長官に提出することができる。ただし、既にその申請に係る処分がされているときは、この限りでない。

第六条　前二条の規定により文書を提出する場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により消費者庁長官に提出しなければならない。

一　直接持参する方法

二　書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三　電磁的記録を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法

第七条　申請者は、法第二十七条第一項の規定による申請をした日から当該申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、第四条第二項第三号に規定する資料の提出を追加して行うことができる。

（是正措置計画認定に係る不認定書の記載事項）

第八条　法第二十七条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する不認定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　是正措置計画に係る認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

（認定是正措置計画の変更の申請方法）

第九条　法第二十七条第三項の認定を受けた者であって同条第八項の規定により当該認定に係る是正措置計画（第十一条第一号において「認定是正措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第二号による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、法第二十七条第五項に規定する認定書の写しその他同条第八項の認定をするため参考となるべき資料を添付するものとする。

第十条　第六条及び第七条の規定は、前条第一項の規定による申請書の提出及び同条第二項の規定による資料の添付について準用する。

（認定是正措置計画の変更の認定に係る不認定書の記載事項）

第十一条　法第二十七条第九項において準用する同条第七項において読み替えて準用する同条第五項に規定する不認定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　認定是正措置計画の変更に係る認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

（是正措置計画の認定の取消しに係る取消書の記載事項）

第十二条　法第二十九条第二項において読み替えて準用する法第二十七条第五項に規定する取消書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　是正措置計画に係る認定を取り消した旨

二　取消しの理由

第四章　法第三十条の規定による通知

第十三条　法第三十条の規定による通知は、同条第一号に掲げる者に対し、同条第二号に掲げる事項を記載した文書を送達して行うものとする。

第五章　影響是正措置計画

（影響是正措置計画の認定の申請方法）

第十四条　法第三十一条第一項の規定による申請をしようとする者は、様式第三号による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

一　影響是正措置が疑いの理由となった行為による影響を是正するために十分なものであることを示す資料

二　影響是正措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す資料

三　その他参考となるべき資料

第十五条　第五条から第七条までの規定は、前条第一項の規定による申請書の提出及び同条第二項の規定による資料の添付について準用する。

（影響是正措置計画の認定に係る不認定書の記載事項）

第十六条　法第三十一条第六項において読み替えて準用する法第二十七条第五項に規定する不認定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　影響是正措置計画に係る認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

（認定影響是正措置計画の変更の認定の申請方法）

第十七条　法第三十一条第三項の認定を受けた者であって同条第七項の規定により当該認定に係る影響是正措置計画（第十九条第一号において「認定影響是正措置計画」という。）を変更しようとする者は、様式第四号による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、法第三十一条第四項の準用する法第二十七条第五項に規定する認定書の写しその他法第三十一条第七項の認定をするため参考となるべき資料を添付するものとする。

第十八条　第六条及び第七条の規定は、前条第一項の規定による申請書の提出及び同条第二項の規定による資料の添付について準用する。

（認定影響是正措置計画の変更の認定に係る不認定書の記載事項）

第十九条　法第三十一条第八項において準用する同条第六項において読み替えて準用する法第二十七条第五項に規定する不認定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　認定影響是正措置計画の変更に係る認定の申請を却下した旨

二　却下の理由

（影響是正措置計画の取消しに係る取消書の記載事項）

第二十条　法第三十三条第二項において読み替えて準用する法第二十七条第五項に規定する取消書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　影響是正措置計画の認定を取り消した旨

二　取消しの理由

第六章　補則

（申請の取下げ）

第二十一条　確約手続に係る申請は、当該申請に係る処分がされるまでは、いつでも取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げは、申請を取り下げる旨を記載した書面（電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出する方法によってしなければならない。

３　第六条の規定は、前項の規定による書面の提出に準用する。

（消費者庁長官に提出する資料の作成）

第二十二条　確約手続において消費者庁長官に提出する資料は、日本語で作成するものとする。

附　則

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

様式第１号（用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。）

年　月　日

是正措置計画の認定申請書

消費者庁長官 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

年　月　日付け○○○第　　号を受けたところ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 27 条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　是正措置の内容
以下に記載した内容を履行することを確約します。

２　是正措置の実施期限

３　添付資料
以下の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

1　是正措置の内容
　実施しようとする是正措置の内容を、できるだけ具体的に記載してください。

2　是正措置の実施期限
　上記１で記載した是正措置の内容ごとに、それぞれ実施期限を記載してください。

3　添付資料
　①是正措置が疑いの理由となった行為及びその影響を是正するために十分なものであることを示す資料、②是正措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す資料及び③その他参考となるべき資料を本申請書に添付してください。
　例えば、是正措置の内容として、今後同様の行為を行わない旨を取締役会等で決議する場合には取締役会等の議事録の案、従業員に対する研修を実施する場合には研修の内容、対象となる従業員の名簿等を添付してください。
　なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考
1　本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記してください。
2　代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
3　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
4　本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第２号（用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。）

年　月　日

是正措置計画の変更認定申請書

消費者庁長官 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

　年（○）第　号で認定を受けた是正措置計画について、下記のとおり変更したいので、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 27 条第８項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1　変更事項の内容

変更前	変更後

2　変更が必要となる理由

3　添付資料
　以下の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

1　変更事項の内容

認定を受けた是正措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引いてください。

2　変更が必要となる理由

認定を受けた是正措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載してください。

3　添付資料

①是正措置計画の認定書の写し、②その他法第27条第８項の認定をするため参考となるべき資料を本申請書に添付してください。

例えば、認定を受けた是正措置計画として従業員に対する研修を実施することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に実施することが困難と見込まれた場合において、是正措置計画の変更として、当該研修に係る実施期限を３か月延長することを申請する場合には、当該変更後の研修の概要や実施予定日が分かる資料を添付してください。

なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

1　本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記してください。

2　代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。

3　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。

4　本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第３号（用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。）

年　月　日

影響是正措置計画の認定申請書

消費者庁長官　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

年　月　日付け○○○第　　号を受けたところ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1　影響是正措置の内容

以下に記載した内容を履行することを確約します。

２　影響是正措置の実施期限

３　添付資料

以下の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

１　影響是正措置の内容

実施しようとする影響是正措置の内容を、できるだけ具体的に記載してください。

２　影響是正措置の実施期限

上記１で記載した影響是正措置の内容ごとに、それぞれ実施期限を記載してください。

３　添付資料

①影響是正措置が疑いの理由となった行為による影響を是正するために十分なものであることを示す資料、②影響是正措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す資料及び③その他参考となるべき資料を本申請書に添付してください。

例えば、影響是正措置の内容として、今後同様の行為を行わない旨を取締役会等で決議する場合には取締役会等の議事録の案、従業員に対する研修を実施する場合には研修の内容、対象となる従業員の名簿等を添付してください。

なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

１　本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記してください。

２　代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。

３　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。

４　本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第４号（用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。）

年　月　日

影響是正措置計画の変更認定申請書

消費者庁長官 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

年（〇）第　号で認定を受けた影響是正措置計画について、下記のとおり変更したいので、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 31 条第７項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

１　変更事項の内容

変更前	変更後

２　変更が必要となる理由

３　添付資料
以下の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備考

〇記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

１　変更事項の内容
認定を受けた影響是正措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引いてください。

２　変更が必要となる理由
認定を受けた影響是正措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載してください。

３　添付資料
①影響是正措置計画の認定書の写し、②その他法第 31 条第７項の認定をするため参考となるべき資料を本申請書に添付してください。
例えば、認定を受けた是正措置計画として従業員に対する研修を実施することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に実施することが困難と見込まれた場合において、是正措置計画の変更として、当該研修に係る実施期限を３か月延長することを申請する場合には、当該変更後の研修の概要や実施予定日が分かる資料を添付してください。
なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考
１　本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記してください。
２　代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
３　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
４　本申請書には、ページ番号を記載してください。